

令和2年度 家庭的保育事業等指導監査実施計画

1 基本方針

家庭的保育事業等を行うものに対して、児童福祉法及び各市町村（沖縄市・うるま市・宜野湾市・北谷町・嘉手納町・西原町・読谷村・北中城村・中城村）が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導・助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的とする。

2 対象事業

各市町村において実施される、次に掲げる事業とする。

- ① 小規模保育事業
- ② 事業所内保育事業
- ③ 家庭的保育事業
- ④ 居宅訪問型保育事業

※③④の事業について、令和2年4月1日現在、各市町村での実施がない。

3 指導監査の実施方針

(1) 指導監査の実施方針

① 指導監査の方法

ア 指導監査は「一般指導監査（実施検査）」と「特別指導監査」に分けて実施する。

イ 一般指導監査（実施検査）は児童福祉法施行令第35条の4の規定により、1年に1回以上、対象の事業所において「実施検査」を行う。

ウ 特別指導監査は中部広域市町村圏事務組合家庭的保育事業等指導監査実施要綱第6条第3項第1号の各事項に該当する事業所を対象に随時実施する。

② 指導事項に対する是正・改善等の措置

ア 指導事項に対する是正・改善の状況は、期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。

また、当該年度中に解決が困難な事項については、年次改善計画を立てさせる等、確実に解決するよう継続的に指導する。

イ 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合又は特別監査の結果、著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、行政上の措置を機動的に行う。

4 指導監査の重点事項

- (1) 検食について、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ密封し、 -20°C 以下で2週間以上保存しているか。原材

料については、特に洗浄・殺菌等を行わず購入した状態で、調理済み食品は配膳後の状態で保存しているか。

- (2) 子どもの健康に関する保健計画等を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めているか。
- (3) 調理従事者等は、採用前に健康診断及び検便を実施し、その後、毎月の検便検査を実施しているか。
- (4) 短時間労働者を雇用する際、労働基準法第15条第1項に規定する労働条件及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律並びに同法施行規則第2条第1項に定める特定事項が労働契約書等に明記されているか。
- (5) 職員の賃金、その他の労働条件について、就業規則及び給与規程に定められ、策定された就業規則や給与規程に不備がないか。
- (6) 給与規程に基づき、給与・手当等を適正に支給しているか。
- (7) 保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該事業所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。
- (8) 利用乳幼児に対する虐待を防止するため、児童虐待に関する研修への参加や関係機関との連絡体制等を整えるとともに、職員による虐待等を防ぐ取り組みを行っているか。

5. 令和2年度指導監査実施数（予定）

	小規模 保育事業		事業所内 保育事業		家庭的 保育事業		居宅訪問型 保育事業		計	
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
沖縄市	21	21	3	3	0	0	0	0	24	24
うるま市	16	16	1	1	0	0	0	0	17	17
宜野湾市	14	14	2	2	0	0	0	0	16	16
北谷町	3	3	3	3	0	0	0	0	6	6
嘉手納町	3	3	1	1	0	0	0	0	4	4
西原町	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3
読谷村	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
北中城村	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
中城村	3	3	1	1	0	0	0	0	4	4
—	64	64	13	13	0	0	0	0	77	77